



各加盟団体 御中

関係各団体 御中

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
審議委員会委員長 田名部 良雄
(公印省略)

国際競技規則改正に伴うゲーム・ミスコンダクト・ペナルティの取扱いについて (通達)

2023 年度アイスホッケー公式国際競技規則の改正に伴い、当審議委員会においてペナルティ・ガイドラインを改訂することにいたしました。

つきましては、その運用に関する留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、関係者への周知についてよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正に関する観点

従来のマッチ・ペナルティが科せられなくなったことにより、新たなガイドラインの作成が必要となり、今まで以上に懲戒委員会において十分な検討がなされた上で、処分決定がなされなければならないこととなります。

2 運用開始日

令和 5 年 (2023 年) 9 月 1 日

3 ガイドライン

別紙「追加処分に関するペナルティ・ガイドライン」参照

なお、ガイドラインによる出場停止試合数は最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により懲戒委員会により加重することができる。

4 追加処分対象大会

- (1) 本連盟が主催または主管する大会及び公式試合
- (2) 加盟団体が主催または主管する大会及び公式試合
- (3) 各学生氷上競技連盟、高体連、中体連が主催または主管する大会及び公式試合
- (4) アジアリーグ加盟チーム定期戦
- (5) 国際交流試合

5 留意事項

- (1) 上記競技会開催時には原則として全試合にゲームスーパーバイザーを配置すること。
- (2) レフェリー育成の為、レフェリー委員会策定の「レフェリー・スーパーバイザー実施要項」に沿いスーパービジョンを行うこと。
- (3) 上記試合で発生したペナルティの累積は当該大会限りとし、他の大会等への持越しはないものとする。ただし、追加処分を受けている者は、その追加処分の期間が満了するまで各種大会等への出場資格を有しないものとする。
- (4) 各加盟団体は、主催または主管する大会等においてゲーム・ミスコンダクト・ペナルティが発生した場合には、当該試合終了後直ちに懲戒委員会を開き、当該選手の処分に関する意見を取りまとめ、速やかに加盟団体会長に上申すること。
- (5) 加盟団体会長はこれを受けて処分を決定し、関係者に通知するとともに、速やかに本連盟審議委員会に報告書を提出すること。
- (6) 懲戒追加処分が加えられることとなった場合は、報告書郵送の前にまずFAXまたはe-mailにて報告すること。(FAX: 03-5843-0376 e-mail: jihf@jihf.or.jp)
また、追加処分を受けた選手の所属チームの監督は、出場停止処分の試合数が完了した際には、「追加処分完了に関する報告」により完了年月日とその該当試合等について所属する加盟団体に報告し、加盟団体会長は速やかに公益財団法人日本アイスホッケー連盟の審議委員会委員長に当該報告書を添えて報告しなければならない。
- (7) 練習試合等の競技会以外の大会において発生した重大な反則行為及びスポーツ倫理に反する行為については、当該チーム、選手またはチーム役員を管轄する加盟団体の懲戒委員会または審議委員会が、関係者からの申告に基づきこれを調査し、懲戒処分を加えることができる。
- (8) インラインホッケーにおけるペナルティの処分は、アイスホッケーの試合には及ばないものとする。

6 その他

参考資料として昨年度、本連盟審議委員会宛に報告のあった報告一覧（別紙2）を送付します。

以上